療育専門員Ｄ（会計年度任用職員）募集要項

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　容 |
| １　職名 | 療育専門員Ｄ（会計年度任用職員） |
| ２　募集人数 | 1名 |
| ３　任用根拠 | 地方公務員法第22条の2第1項第1号 |
| ４　任用期間 | 採用日から令和4年3月31日まで※　任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。なお、期間を定めた任用であり、令和4年4月1日以降の任用を保障するものではありません。（業務上の必要がなくなった場合、予算の減少・法令の改正等により廃職又は減員する場合等） |
| ５　勤務職場 | 児童発達支援センターあおば学園（仮設園舎）　仮設園舎住所：草加市松江2-3-60　※新園舎建設のため令和4年9月までは、仮設園舎にて勤務を行う予定。なお、新園舎は青柳6-61-1に建設予定であり、建設後の令和4年9月以降は新園舎にて勤務を行う予定。 |
| ６　職務内容 | 知的障がいがある3歳から就学前の子どもの日常生活訓練、保護者支援、特別支援計画の作成を行う。 |
| ７　応募資格・求められる能力 | ・次のいずれかの資格を有していること。　⑴　公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の認定を受けた者　⑵　一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構が認定する臨床発達心理士の認定を受けた者　⑶　公認心理師の資格を有している者・個別又は集団療育、心理発達検査等の業務経験を有することが望ましい。・パソコン（Excel、Word等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができること。・窓口や電話対応において、丁寧・誠実な接遇を行うことができること。・上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができる・服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること。・自分の業務を理解し、責任感をもって一生懸命業務に取り組むことができること。 |
| ８　勤務時間 | 　週31時間勤務・月曜日から金曜日：8時30分から17時15分までの間における7時間45分・運動会等行事実施による土曜日、日曜日及び祝日のいずれかで出勤が年1回程度あり。・所定勤務時間を超える勤務の有無　有（業務の必要上やむを得ない場合） |
| ９　勤務しない日 | ・週休日(日曜日及び土曜日)。ただし、運動会等の行事参加のために土曜日、日曜日及び祝日に勤務を割り振る場合あり。(振替：無)・国民の祝日に関する法律による休日・年末年始の休日(12月29日から翌年1月3日まで) |
| 10　休憩時間 | 　60分 |
| 11　休暇等 | （有給）年次有給休暇、公民権行使、結婚休暇、忌引、夏季休暇※　等（無給）産前・産後休暇、育児時間、子の看護休暇※、生理休暇、短期介護休暇※、介護休暇※、介護時間※、育児休業※、部分休業※　等※一定の要件を満たす場合 |
| 12　給料額 | 時給1,738円～1,933円・令和4年度以降において、本市の同種同等の職務に従事する会計年度任用職員としての経験年数に応じて、経験加算あり。（上限あり）・地域手当に相当する報酬を含む・常勤職員と同様に通勤手当相当報酬を別途支給・一定の要件を満たす場合、期末手当を支給・原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の21日に口座振込により支給 |
| 13　社会保険 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入　有 |
| 14　応募方法等 | 申込書類を下記問い合わせ先に郵送又は持参してください。申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。⑴ 申込書類　 会計年度任用職員申込書、資格証（コピー）⑵ 申込期間 随時募集中 |
| 15　選考方法 | ・書類選考及び面接選考・面接の日時については、申込者本人宛てに別途連絡します。・選考の結果については、申込者本人宛てに別途通知します。 |
| 16　問い合わせ | 下記担当宛てお問い合わせください。草加市役所子ども未来部子育て支援センター住所：〒340-0041　草加市松原1-3-1電話： 048-941-6791　担当：鈴木、高木 |